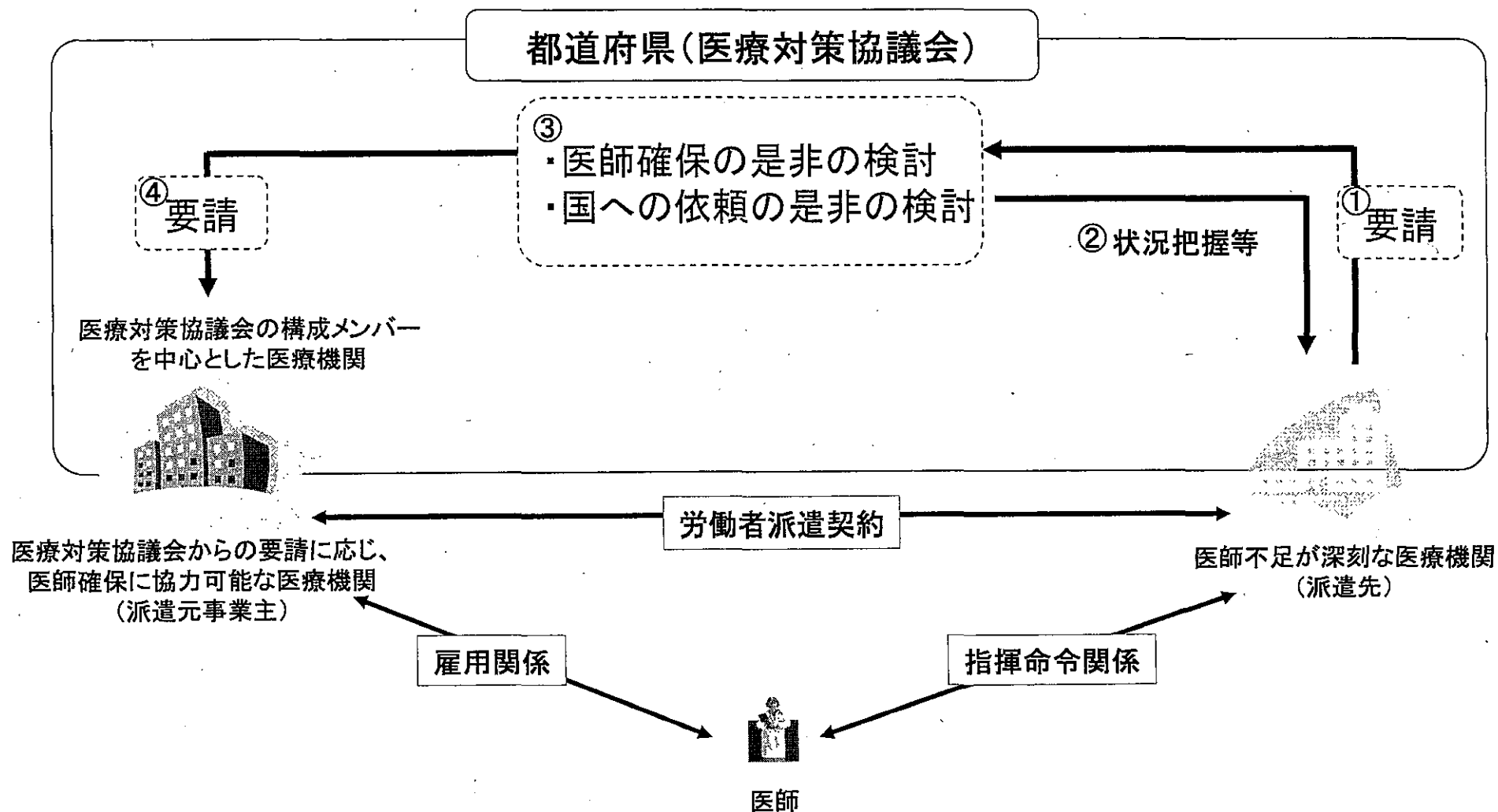


労働者派遣法施行令等の検討状況

医療対策協議会の調整(都道府県レベル)を介した医師派遣

医師不足の深刻な医療機関からの要請に応じ、各都道府県における医療対策協議会が、医師確保に協力可能な医療機関に対して、医師派遣を要請

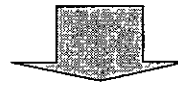


労働者派遣制度における適用除外業務（案）

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務 (法第4条)

(4) 医療関連業務（令第2条）

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務



ただし、医療関連業務については、以下の場合には労働者派遣が可能。

- ① 紹介予定派遣
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等[※]）で行われるもの

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

- ③ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務並びにへき地の病院等及び地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務

※下線部が、今回追加を予定している部分。

地域医療支援中央会議の調整(国レベル)を介した緊急臨時的医師派遣

都道府県(医療対策協議会)からの要請に応じ、地域医療支援中央会議(厚生労働省)が医師不足の深刻な医療機関に対して、医師を派遣してもらうように、全国規模の病院グループ・大学病院などの医療機関に要請

